



## 参考

### [根拠法令]

《大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則》  
(登録証明書の書換え)

第6条 法第12条の2第1項の規定による登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、省令第33条第1項の規定による変更の届出（登録証明書の記載事項に変更を生じるものに限る。）をしたときは、登録証明書書換え交付申請書（様式第7号）に登録証明書を添付して市長（その権限が保健所長に委任されている場合にあつては、保健所長。以下同じ。）に提出して、登録証明書の書換え交付を申請することができる。

### [基準法令]

《建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則》  
(変更の届出等)

第33条 法第12条の2第1項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、次に掲げる事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- (3) 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備

(4) 第31条第2項第2号若しくは第4号、第3項第2号若しくは第3号、第4項第2号若しくは第4号、第5項第3号若しくは第4号、第6項第3号若しくは第5号、第7項第3号若しくは第5号、第8項第3号若しくは第5号又は第9項第2号、第3号、第5号、第6号若しくは第8号に規定する書面に記載された事項

2 前項第3号又は第4号の事項に変更があつたときは、変更後においても第25条から第30条までに規定する基準に適合することを証する書類を添付しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。